

第839回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年4月17日（水）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第838回教育委員会会議録の承認について
- 4 第839回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
 - (1) 平成26年度使用の県立中学校教科用図書採択に関する基本方針について (高校教育課)
 - (2) 宮城県生涯学習審議会への諮問について (生涯学習課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)
 - (2) 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について (文化財保護課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 職員の人事について (教職員課)
 - 第2号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について (特別支援教育室)
- 8 課長報告等
 - (1) 平成25年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について (特別支援教育室)
 - (2) みやぎの教育情報化推進計画について (高校教育課)
 - (3) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について (高校教育課)
 - (4) 平成25年3月高等学校卒業者の就職内定状況について (高校教育課)
 - (5) 平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について (スポーツ健康課)
 - (6) 平成24年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査の結果について (スポーツ健康課)
 - (7) 宮城県図書館振興基本計画の策定について (生涯学習課)
- 9 資料（配付のみ）
 - (1) 学ぶ土台づくり親育ちパンフレット「川島隆太教授と考える うちの子の未来学」について (教育企画室)
 - (2) 基本的な生活習慣定着促進パンフレット「明日のキミはキミがつくる（中学生版）」について (教育企画室)
 - (3) 宮城県スポーツ推進計画前期アクションプランについて (スポーツ健康課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第839回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成25年4月17日(水) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 青木委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,
寺島教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第838回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第839回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 青木委員及び伊藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 新任主要職員の紹介
※ 教育長から新任主要職員の紹介
- 9 秘密会の決定
 - 6 専決処分報告
 - (2) 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について
 - 7 議 事
 - 第1号議案 職員の人事について
 - 第2号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

委 員 長 専決処分報告(2)及び議事の各議案については, 非開示情報等が含まれていること
から, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員異議なし)
この審議等については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)
- 10 教育長報告
 - (1) 平成26年度使用の県立中学校教科用図書の採択に関する基本方針について
(説明者: 教育長)
平成26年度使用の県立中学校教科用図書の採択に関する基本方針について, 御報告申し上げます。
資料は, 1ページである。
まず, 県立中学校の教科用図書採択に当たっての基本的な考え方を御説明申し上げます。中学校で使用する教科用図書については, 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条第1項の規定により, 種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間が4年となっているが, 中高一貫教育校である県立中学校においては, これまで, 同一の教科用図書を採択する期間であっても, 学校の実情を踏まえ, 適正かつ公正な採択を行うために, 毎年, 教育委員会に付議しているところである。また, 教科用図書の採択について, 文部科学省では, 平成24年9月に「教科書の改善について」を通知し, 教科用図書採択に当たり, 十分な調査研究期間の確保や調査研究体制の充実等の留意事項を示し, 採択権

者である教育委員会の権限と責任のもと、より一層適正かつ公正な採択を行うよう求めている。その通知等も踏まえ、県立中学校の教科用図書の採択に当たっては、教育委員会に教科用図書の採択案を付議し、十分な審議を経た上で決定いただいているものである。

今回は、同一の教科用図書の採択期間の3年目となる「平成26年度使用の県立中学校教科用図書の採択に関する基本方針」をお示ししたものであり、全体として文言の整理等を行ったが、基本的な内容については、平成25年度の方針と同じである。具体的には、1として「教科用図書の採択の法的根拠」、2として「教科用図書選定調査委員会の設置について」、3として「同委員会の構成について」、4として「同委員会による選定希望と理由のとりまとめについて」、5として「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会による判断を踏まえた採択案の作成について」、6として「教育長の責任のもと作成された採択案を教育委員会へ付議すること」とし、以上のような方針で取り組みたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊藤委員 教科用図書の採択に係る今後のスケジュールは、どのようになるのか。
教育長 教科書の採択については、学校内で立ち上げる選定調査委員会において採択に係る確認を行い、その後、教育庁内の審査委員会における審査を経た上で、その案を教育委員会に諮ることとなる。具体的なスケジュールとしては、7月を目途に採択案をまとめ、8月の教育委員会に付議したいと考えている。

(2) 宮城県生涯学習審議会への諮問について

(説明者：教育長)

宮城県生涯学習審議会への諮問について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから4ページとなる。

資料2ページを御覧願いたい。まず、「2 みやぎ子ども読書活動推進計画について」であるが、本県における子どもの読書活動の推進については、子どもの読書活動に関する法律に基づき、平成16年3月に第一次計画を、平成21年4月には第二次計画を策定し、子どもへの読書機会の提供や家庭・地域・学校、図書館等が連携して、読み聞かせ活動の普及を図るなど、地域における子どもの読書活動の推進に取り組んできたところである。

この第二次計画が平成26年3月に終期を迎えることから、「1 諮問概要」に記載のとおり、平成26年度から30年度までの5年間の計画期間とする「第三次みやぎ子ども読書活動推進計画」の策定について、去る3月27日に宮城県生涯学習審議会に諮問したものである。

次に、「3 第三次計画策定に係る基本的な考え方」であるが、次期計画では、これまでの取組の成果と課題や本年5月に策定される予定の国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、本県における子どもの読書活動の一層の推進に資するほか、本県が、東日本大震災の最大の被災地であることも踏まえ、被災地における子どもの心のケアなども含め、読書活動による子どもの健やかな心の成長に資することを目的に策定するものである。

今回の諮問事項については、今後、生涯学習審議会において、子どもの読書活動の現状や取組状況等の検証を行うなど、議論を深めていただき、本年10月には県民の皆様から広く御意見をいただいた上で、来年1月に同審議会から答申をいただく予定としている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員 「みやぎ子ども」の定義について、これは宮城県内のすべての子どもだと思うが、高校生あるいは中学生等、その対象はどのようになるのか。また、小学校では読書活動する子どもが多いが、中学校に進むと半減し、高校では激減しているとも聞いている。一般的な「子ども」の定義は、高校生までを対象としていると思われるが、高校で読書活動の推進に取り組んでいても、子どもたちに浸透されていないのであれば、この「読書

活動推進計画」を策定しても活用していけないのではないかと思うがいかがか。

生涯学習課長

子どもの対象年齢については、子どもの読書活動の推進に関する法律で定義されており、その年齢は概ね18歳以下となるため、本県でも18歳以下としている。今回、審議会に諮問したのは「みやぎ子ども読書活動推進計画」の策定であるが、基本的には、小学校、中学校、高校、その対象に応じた施策を検討していただくこととなる。この計画のポイントは、単に学校だけを対象として考えるのではなく、家庭や地域、公立図書館等、それぞれの果たすべき役割に応じた取組を考えていくものである。

佐竹委員

私は、子どもたちにとっての読書は非常に大切だと考えており、多くの子どもたちに本を読んでほしいと思っている。今は電子機器で見ることもできる時代であり、そのような電子媒体や冊子版のどちらでも構わないので、少しでも多くの作品に触れていく機会を与えてほしい。そして、学校だけでなく、家庭や地域とも協働し、すべてが向き合った上で、読書により、何らかの学びを得られるような取組を進めてほしい。今回、第三次計画を策定するのであれば、そのようなことも網羅していただき、様々な情報を発信するとともに、子どもたちに読書が定着するよう取り組んでいただきたい。

遠藤委員

資料2ページの「3 第三次計画の策定に係る基本的な考え方」に「これまでの取組の成果と課題を踏まえる。」とあり、これまでの読書活動等に対する評価も行っていくと思うが、その一方で、「被災地における子どもの心のケアなども含め」とあるように、図書館が津波で被災し、その機能を失っている地域では、現状がどのようになっているのか心配である。他県等からの本の寄贈や移動図書館の整備等の事例もあると思うが、蔵書の整備や読み聞かせ活動等も含めて、地域的な偏りがあるのかどうか伺いたい。また、今回の第三次計画では、そのような被災地の状況も踏まえ、第一次及び第二次計画を補うような取組も必要であるため、先進的な取組事例を参考とするなど、より多くの地域で読書活動が活発になるよう努めていただきたい。

生涯学習課長

御指摘のあった津波で被災した図書館について、具体的には南三陸や気仙沼であるが、図書館があった場所が高台移転の対象地域となるなど、再建の目途がたっていない状況である。県教委としては、宮城県図書館が主導し、そのような地域を支援する形で、その地域の子どもたちに本を提供することとし、地域と連携して取り組んできた経緯もあり、平成25年度も継続して取り組んでいくこととしている。さらに、それらの支援に併せ、被災した図書館の再建のための取組も進めていくこととしている。また、「第二次みやぎ子ども読書活動推進計画」では、市町村においても同様の計画を策定することを位置付けており、市町村に対しては、引き続き策定作業を進めていくよう働きかけていきたい。しかし、震災復興を優先していることもあり、マンパワー不足等から未着手となっている場合も多く、結果として、地域的な偏りが発生していることも事実である。県教委としては、そのような地域にできるだけ足を運び、図書館のハード及びソフト部分に対する継続的な支援を行うことにより、地域的な偏りを解消できるものと考えている。また、小学校から中学校、中学校から高校へと進学することに伴い読書率が下がっていることは、全国的な傾向であるとともに本県の特徴でもあると認識している。今回の計画においては、その傾向を解消することが大きなポイントであり、そのようなことも重視し、今後の策定作業を進めていくことが重要であると考えている。

1.1 専決処分報告

(1) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：教育長)

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから7ページとなる。

資料2ページの「一部改正の概要」を御覧願いたい。「1 改正の概要」であるが、1点目は、スポーツ

健康課が所管する「財団法人宮城県スポーツ振興財団」が、本年4月1日に「公益財団法人宮城県スポーツ振興財団」に移行したことから、同規則第13条の3第11号の規定について、その名称を変更したものである。2点目は、特別支援教育将来構想の策定に関する特別支援教育将来構想審議会条例の制定を受け、条例に基づく附属機関として「宮城県特別支援教育将来構想審議会」が設置されたことから、別表第二に追加したものである。3点目は、宮城県婦人会館の指定管理者である「財団法人みやぎ婦人会館」が、本年4月1日に「一般財団法人みやぎ婦人会館」に移行したことから、別表第三の指定管理者の名称を変更したものである。

改正後の規則については資料3ページから4ページに、その新旧対照表は資料5ページから7ページに記載のとおりである。

なお、本規則の改正については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条及び第45条の規定による各団体の移行認定日が本年3月21日であり、同年4月1日に法人設立登記を行う予定であったことなどから、緊急的に処理する必要があると判断し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項により3月29日に専決処分したものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | (質疑なし)

12 課長報告等

(1) 平成25年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について

(説明者：特別支援教育室長)

平成25年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について、御報告申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。

平成25年度入学者の選考については、知的障害特別支援学校が1月17日に、それ以外の特別支援学校が、県立高等学校と同じ3月7日に実施した。

その選考結果のうち「高等部」であるが、資料中段の「知的障害の特別支援学校」では、岩沼高等学園で26名、小牛田高等学園で15名の計41名が不合格となった。その不合格となった41名については、二次募集を実施した県立特別支援学校に35名、私立いずみ支援学校に3名が進学したほか、宮城県障害者職業能力開発校や公立高等学校の二次募集、通信教育やスクーリング等で単位を取得し、高校卒業資格が得られる通信制高校・サポート校に進むことにより、すべての生徒について進路が決定した。また、一次募集で定員を下回った光明支援学校等の計8校で二次募集を実施し、光明支援学校で13名を受け入れたのはじめ、各支援学校とも希望者全員を合格させている。

なお、知的障害以外の「特別支援学校（視覚、聴覚、肢体不自由、病弱）」については、資料上段に記載したとおり、一次募集で35名、二次募集で2名の計37名が合格し、希望者全員が各支援学校へ入学した。

以上の結果、高等部では、募集定員468名に対し、398名が合格した。

次に、下段に記載している「専攻科」であるが、一次募集で視覚支援学校に10名、聴覚支援学校に3名合格しており、また、両校で二次募集を行ったものの受検者はなかった。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

質問ではないが、知的障害の不合格者41名について、その後、中学校や高校、そして、家庭の方々と連携し、全員の進路が決定したことは、とても喜ばしいことである。

遠 藤 委 員

高等部について、468名の募集定員に対し、398名の入学者があり、数値上は定員枠に収まって良いように見えるが、例えば、岩沼高等学園の45名、小牛田高等学園の20名と、高等部だけの学校でも45名以内の入学者となっているが、小学部から高等部まである光明支援学校では1学年に74名、名取支援学校では54名、古川支援学

教 育 長

校では29名の入学者を受け入れており、その大変さが伺える。支援学校の場合、小・中学校の1学級35名から40名の人数ではなく、3名から8名で1学級となることから、とても多くの学級数になると思う。支援を必要とするすべての子どもたちを受け入れることは好ましいことであるが、例えば、仙台市教委による高等支援学校の設置及び受入を働きかけるなど、それぞれでバランスの取れた状態とし、適切な環境で教育活動を展開できるよう努めていただきたい。

遠藤委員御指摘のとおり、一部の特別支援学校では、定員を超えて受け入れている現状がある。特に、仙台市内及び隣接する市町にある学校では、その9割方で厳しい教育環境となっており、毎年何とか受け入れている状況である。そのような教育環境については、大変申し訳なく思っているところであり、1日も早く改善すべきであると考えている。そのような中、仙台市教委から御協力いただき、今年度1年間となるが、長命ヶ丘小学校に光明支援学校の分教室を設置していただくこととなった。現時点では、仙台市教委からも、できる限りの協力をいただいていると考えているが、狭隘化の解消については、今後も引き続き知恵を出し合いながら対応してまいりたい。また、現在、小松島に知的障害の支援学校を建設中であり、光明支援学校についても、隣接する旧特別支援教育センターを改装し、校舎を増設することとしている。それらのハード部分を整備しても、仙台地区の狭隘化への対応としては不十分と思われるが、これらの問題は、今年度から設置する特別支援教育将来構想審議会において、今後の見通しと環境整備についても議論いただきたいと考えている。同審議会には、幅広い見地をお持ちの方々に就任いただき、仙台市の考えも含め、議論を深めていただきたいと考えている。

(2) みやぎの教育情報化推進計画について

(説明者：高校教育課長)

このたび策定した「みやぎの教育情報化推進計画」について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから3ページ及び別冊となる。

資料2ページを御覧願いたい。「1 策定の背景と経緯」であるが、21世紀は「知識基盤社会」といわれ、これまで以上に幅広い知識と思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力が求められている。子どもたちに基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うなどの「生きる力」を育むことはますます重要になっている。今回策定する「みやぎの教育情報化推進計画」は、国及び県の情報化施策の動向や急速に進展する情報化に柔軟に対応し、本県の教育の情報化推進のための新たな行動計画となるものである。今後は、本計画に基づいて教育の情報化を推進し、知識基盤社会において学び続ける児童生徒の育成に向けて取り組んでまいりたいと考えている。

次に、「2 計画期間」及び「3 対象」であるが、本年4月から平成28年3月までの3ヶ年としており、県内の仙台市立を除く公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象としている。

次に、「4 内容」については、資料に記載のとおり5点となるが、その概要については、3ページのA3版の資料を御覧願いたい。本推進計画では、「21世紀を生きる子どもたちに求められる力」として、必要な情報を主体的に収集・判断・処理し、それらを表現・発信できる能力、すなわち「情報活用能力」を育むことが重要であることから、計画のねらいを「知識基盤社会において学び続けるみやぎの児童生徒の育成」とした。また、教育の情報化の目指すべき姿として、児童生徒の「情報活用能力の育成」、「わかる授業の実現」、「教育活動の質的改善」、「特別支援教育の充実」の4点を掲げ、その達成のための具体的な取組として、「情報教育の充実」、「教員のICT活用指導力の向上」、「校務の情報化」、「特別支援教育での活用」を図り、ICT環境の整備を推進していくこととしている。さらに、本計画の計画的かつ組織的な推進のため、各学校に、校内での取組の中心的な役割を果たす「学校CIO(Chief Information Officer)」や「情報化推進リーダー」を置き、校内の推進体制を整備することとしている。

なお、今回の計画では、本県の教育情報化をさらに充実したものとするため、県内の各市町村教育委員

会にも御理解をいただきながら、本計画を推進していきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員 教育情報化の“情報化”という言葉には、どうしても機器の操作やテクニク的なイメージがあるが、資料3ページの「21世紀を生きる子どもたちに求められる力」の2行目に『「情報活用能力」を身につけることが重要』とあり、その情報化には、非常に大切な視点であると思う。子どもたちは、これから社会や産業界に出て仕事をしていく、あるいは、長い人生を生き抜いていくこととなるが、そこでは、何も無いところから課題を拾い起こす“気付く能力”が必要となる。これは、テクニク的なものとはまったく異なる能力であり、普段の生活や学校生活の中で学んでいくものであると思う。学校現場での子どもたちへの教育活動においては、情報化という言葉だけにとらわれず、問題意識や課題意識を持たせられるような指導に努めていただきたい。

佐 竹 委 員 情報化は大事なことであり、新たな取組を進めていくことは素晴らしいことである。その中で、3ページ中段の「取組②」の「ICTの活用研修の充実」、「取組③」の『「校務にICTを活用する能力」の向上』とあり、子どもたちもICTを活用することになると思うが、そこで危惧されることは、子どもたちの情報化に対するモラルが確立されていないため、有害なサイト等へのアクセスや、犯罪に巻き込まれるおそれも出てくると思う。また、子どもたちの意志とは関係なく、無意識のうちに有害なサイトに誘導される場合もあり、教育的に悪影響があるだけでなく、触れさせたくない情報も知り得てしまう可能性がある。ICTを活用した情報は、すべてが信用できる情報ではないこと、そのような部分を狙う悪質な人もいること、危険性を含んでいる分野でもあることから、その取扱には特に留意する必要がある。思春期の子どもたちには、興味や関心のあつた情報であるからこそ、子どもたち自身で危険を察知し、それぞれで自己防衛できるよう指導していただきたい。今回の取組が良い方向に進んでいけるよう、そのモラルと危険性の部分について、その周知の徹底と先生方の強い指導をお願いする。

高 校 教 育 課 長 委員御指摘のとおり、子どもたちには、情報活用能力の育成とともに、情報化社会に参画する態度の育成も必要であると考えている。本計画では、宮城県総合教育センターが作成した「みやぎの情報モラル総合サイト」の活用も推進することとしており、学校現場においては、そのようなICTに関する意識の高揚と教員のモラル教育に対する指導力の向上が必要であり、県全体で取り組んでいくことが重要であると考えている。

青 木 委 員 「教育CIO、学校CIO」について、推測であるが、おそらく学校間の整備状況に乖離があり、そのような立場の方を配置するものと思うが、これは、新たに個別に配置するのか、それとも学校内の先生方の中から指定することとなるのか。

高 校 教 育 課 長 本計画は組織的かつ計画的な推進に資することとしており、より実行性のあるものとするため、各所属にCIOを配置することとなる。そのCIOには、学校長、教頭、副校長を想定している。

青 木 委 員 年齢の高い先生方が、情報化に関する技術面での指導や育成していくこととなるのか。それとも、そのような実務面ではなく、統括する立場として指定されるのか。

高 校 教 育 課 長 CIOについては、ただ今御説明したとおりであるが、それと併せて、各学校に情報化推進リーダーを配置することとしており、その方々が技術的な部分も含めた研修等を担うこととなる。計画の総合的な推進についてはCIOが担い、個別の対応については推進リーダーが担うように、それぞれで役割分担することを考えている。

青 木 委 員 教職員が担うのであれば、ICTの知識を持ち合わせている人とそうではない人では、そのスキルにばらつきがあるはずであり、まず、ICTに関するスキルの全体的な底上げをしていただきたい。ICTを活用することにより、校務の多忙化の解消も進む

のではないかと感じているので、その部分は一生懸命取り組んでいただきたい。また、様々な校務の中には、学校間で共通する部分があると思う。そこは統一的な形式を取り入れることにより、簡便かつ簡素化されるよう取り組んでほしい。校務の効率を上げることにより、教育活動の時間を確保するよう努めていただきたい。

高校教育課長

委員御指摘のとおり、この計画の中では、教職員の業務の多忙化により、子どもに直接関わる時間が少なくなっていることも大きな問題としている。その多忙化の具体的な要因の一つとして、成績処理事務が大きな負担となっている。今回、全県的かつ汎用的なシステムを構築することとしており、その導入を推進することにより、先生方の子どもたちと関わる時間を多く持てるよう取り組んでいくこととしている。

(3) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について

(説明者：高校教育課長)

平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について、御報告申し上げます。

資料は、4ページから8ページとなる。

資料4ページを御覧願いたい。「1 総括」であるが、一番上の表中「募集定員(a)」に記載のとおり、平成25年度の募集定員は、全日制課程が15,160人、定時制課程が1,040人であった。合格者数については、2番目の表から順に、「併設型中学校から併設型高等学校への入学(b)」、「前期選抜(c)」、「連携型入試(d)」、「後期選抜(e)」、「第二次募集(f)」にお示ししたとおりであり、それらの合計は、一番下の表にあるように、全日制課程で14,516人、定時制課程で516人となる。充足率については、資料に記載のとおりである。

なお、資料5ページには、学科別及び地区別の状況をお示ししているもので、後ほど御覧願いたい。

続いて、資料6ページの「4 学力検査の結果」を御覧願いたい。平成24年度入試からの変更点であるが、平成24年度入試では数学と英語の問題の一部を選択式として実施していたが、平成25年度入試では全高校において共通問題として実施した。また、平成25年度入試から、前期選抜の学力検査を国語・数学・英語の3教科で実施している。受験者の総点の平均については、前期選抜では、全日制167.3点、定時制79.0点であり、後期選抜では、全日制247.4点、定時制99.6点となっている。

前年度の総点の平均については、県全体をまとめ選択問題のA・Bを区別せずに単純平均した数値を参考として括弧書きで示している。後期選抜の総点を昨年と比較すると、全日制では、17.5ポイント、定時制では28.1ポイント、それぞれ低くなっている。また、教科により平均点に差がみられるものの、全体としては、学力検査に適切な出題内容であったと考えている。

なお、学力検査の結果については、今後さらに分析を進め、改めて御報告したいと考えている。

次に、下段の「5 東日本大震災に係る対応」についてであるが、入学者選抜手数料の免除申請者数は4,288人であり、出願者全体の概ね2割となっている。また、東日本大震災時に県内の中学校に在籍し、学校や自宅等が被災したために県外等に避難している生徒の出願については、臨時的措置により配慮したところである。

次に、7ページの「補助資料①」を御覧願いたい。今春の高校入試は、全県一学区のもとで実施する4回目入試となった。全県一学区化前に懸念されていた仙台市内の公立高校への一極集中の有無について調べるため、仙台市及び中部地区を中心に、前期選抜と後期選抜を合わせた出願者数について、学区制の下で実施された平成21年度入試の数値を基準に、全県一学区化とした平成22年度入試以降の4年間の動向を確認した。平成25年度入試では、前期選抜及び後期選抜を合わせた出願者数が、昨年度の推薦入試及び一般入試の出願者数の合計人数に比べ、約3,500人増加している。これは、この度の入試制度の変更に伴い、前期選抜の出願者数が増えたこと、さらに、前・後期2回出願した受験生が多かったことによるものと考えている。

次に、各グラフの出願者数については、これら全体の延べ人数であることから、より正確な入試動向の把握と経年比較を行うために、8ページの「補助資料②」に、総出願者数に対する各地区への出願者数の割合をお示しした。「1 仙台市内外」は、仙台市内と仙台市外との間での移動状況であるが、全県一学区

化の前後での大きな変化は見られていない。「2 仙台市内と各地区」は、仙台市内と南部・北部・東部地区との間での移動状況、「3 仙台市内と周辺地区」は、仙台市内と仙台市周辺地区（亘理名取・塩釜・黒川）との間での移動状況であるが、いずれも、全県一学区化後は±1ポイントの範囲で比較的安定的に推移している。「4 中部南北間」は、中部南地区と中部北地区の間の移動、「5 仙台南北間」は、仙台南学区と仙台北学区の間の移動であるが、南から北、北から南ともに増加の傾向となっている。

以上のことから、総出願者数に対する比率では、全県一学区化導入に当たり懸念されていた仙台市外や他地区から仙台市内への顕著な集中は見られなかったものの、中部地区内、仙台市内においては、相互に流動化が進んでいる。これは、全県一学区制への移行、入試制度の変更に合わせ、各校が特色ある学校づくりを進める中、志願者が各自の第一希望の高校へ積極的に出願したためと考えている。

概要については、ただ今御説明したとおりであるが、今後とも、全県一学区化に伴う生徒の出願状況の推移・動向を注視してまいりたいと考えている。また、全県一学区化後の実施結果に基づき、今後、高等学校入学者選抜審議会において、この4年間のデータにさらに詳細なデータも加え、多角的な見地から分析を進めてまいりたいと考えている。

本年度は、新しい制度での初めての入試であったが、大きな支障や混乱もなく、円滑に実施できたものと考えている。次年度の入試についても、中学校や保護者及び生徒に対しては、制度改正に伴う不安や混乱を来すことのないよう、各地区で開催する説明会等の機会を通じて、制度の周知に努めるとともに、今回の結果を受けて、なお一層円滑な実施となるよう努めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員 6 ページの「4 学力検査の結果」は、受験者全部の得点と考えていいか。また、これとは別に、合格者を対象とした数値は把握しているのか。

高 校 教 育 課 長 今回は、入学者選抜に係る速報値として受験者の得点をお示しした。今後、詳細な分析を加えた上で、改めて御報告することとしている。

青 木 委 員 地区別の受験者及び合格者の数値も報告いただけるのか。

高 校 教 育 課 長 その数値は公表してないため、今後もお示しすることは考えていない。

青 木 委 員 以前も確認しているが、学校別の数値までとはいかないまでも、地区別の数値として、例えば、石巻地区は全県と比較してどうなっているのか、個別に分析する上では、必要な情報と思うが、今後公表することはないのか。

高 校 教 育 課 長 これまでも同様の御意見をいただいているが、その情報は、地域によっては学校数が限られている状況等もあり、地区別の件数を提供することにより、学校現場に対する影響が大きいものと判断し、県教委としては公表していなかったものである。

青 木 委 員 今後公表する考えはないということか。

教 育 長 一般的な公表については、ただ今、高校教育課長が御説明申し上げたとおりであり、今後同様に進めていきたい。ただし、高校入試の結果を中学校の教科指導や進路指導に活用していく視点は重要であることから、市町村教育委員会や各教育事務所に参考情報として提供することについては、委員の御意見も参考としながら検討していきたい。

青 木 委 員 その情報が分からなければ、きめ細かな指導ができないのではないか。この数値は、進路指導等において重要な要素を含んでいると思うので、その提供については前向きに検討してほしい。

佐 竹 委 員 全県一学区制の導入以降、ここ数年の結果を見ると、仙台市内への一極集中にならなくて良かったと安堵している。その一方で、仙台市内の方々も、学区を越えて自由に受験する機会が与えられたことは、良い結果となったのではないかと思う。大きな制度改正となったが、我々としては、多くの生徒が自分自身の志望する学校に挑戦することを可能とし、出願時の様々な項目により、子どもたちの個性をアピールした上で、前期選抜に望んでいけるよう取り組んできたつもりである。しかし、ある新聞報道で、前期選

抜に向けて設定している項目等により、門戸を狭くしている中学校や高校があるため、以前の推薦入学よりも前期選抜が厳しいものになったとの記事を見た時は、とても大きな衝撃を受けた。その選抜の仕組みは、まだまだ導入初期の段階であり、これからの動向や各学校の向き合い方も大きく影響してくるものと思う。

それらを踏まえた上で、前期選抜に関し、教育委員会の考え方が各学校にも浸透しているのか確認したい。また、今回の結果について、今後検討を加えていくべき内容があるのか、現時点での認識とその方向性が決まっているのであれば説明願いたい。

高校教育課長

資料4ページの「前期選抜」の表を御覧願いたい。前期選抜の出願者数は8,484人であり、昨年まで実施していた推薦入試では5,302人である。今回の入試方法の変更に伴い、中学校長の推薦という要件を外し、各学校の期待する生徒像に応じた出願要件を定め、それをクリアした場合に誰でも出願できることとした。昨年までの推薦入試と比べると、その要件の変更により、多くの生徒が幅広い選択肢の中から受験することが可能となったと考えている。各学校で設定した出願要件については、今回定めたもので良いのか、今後の推移を分析し、改善を加える部分があれば見直していく必要があると考えている。

佐竹委員

門戸が広がり、出願者数が約3,000人増えたことについては、私たちの思いが伝わったものと理解している。受入側に温度差があるとすれば、子どもたちの思いや期待感が寸断されてしまい、次のステップに向かう際に、その意欲が失墜してしまうのではないかと思う。そのようなことにならないよう、子どもたちに対するケアや受入体制の連携等を考えていく必要があると思う。選抜に臨む子どもたちが、志を高く抱き、様々なことに挑戦していく意欲を失わないよう取り組んでいただきたい。

(4) 平成25年3月高等学校卒業者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成25年3月高等学校卒業者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料は、9ページから10ページとなる。

資料9ページを御覧願いたい。右から3列目の「平成25年3月末」欄であるが、「就職内定率」は、男子99.0%、女子97.9%で、全体では98.5%となり、前年比で1.4ポイント向上し、平成元年度以降の調査結果の中で最高値を示している。これは、各学校において、緊張感を持ち早期から対応いただいたこと、復興需要に伴う求人が好調であったこと、さらには、労働局、県雇用対策課等の関係機関との連携による各種支援策が功を奏したことによるものと考えている。

次に、同表中段の「就職希望者」については、卒業生全体の23.3%に当たる4,772人であり、前年とほぼ同じ割合となった。その下の「就職内定者」は4,700人で、その内訳は県内が3,957人、県外が743人となっている。次の「就職未内定者」は72人と、昨年よりも62人減少している。

資料10ページを御覧願いたい。上段の「就職内定率の推移」については、昨年9月から本年3月までの推移をお示ししているが、25年3月卒業生の状況は、9月から12月にかけての比較的早い時期の内定率が大きく伸びている。これは、就職応募の始まる8月末時点での求人数が前年比2.2倍となるなど、求人数の好調に加え、就職希望者が積極的に就職活動を行ったことによるものと考えている。

次の2つのグラフは、年度ごとの県内・県外の内定状況と、その割合を示している。震災後初の就職活動となった24年3月卒業生の県外内定者数の割合は22.6%まで増加したものの、今回は15.6%となり、ほぼ震災前の水準に戻ったこととなる。これは、好調な県内求人と、本県全体が復旧・復興へと向かう中で、地元に残り、郷土に貢献したいとの就職希望者の思いが反映したものと考えている。

なお、現在も未内定となっている卒業生の就職については、引き続き就職にかかる情報提供をするなど、各学校からの支援を継続してまいることとしている。また、今年度についても、求人状況等、就職環境の変化に対応できるよう、危機感を持って万全の体制で指導をスタートさせるため、4月2日に県内すべての高等学校の進路指導担当者を集め、就職指導の在り方や教育委員会並びに関係機関の就職支援対策事業

について周知したところであり、生徒の希望進路の達成に向けて取り組んでまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

県内の就職内定率が、このような形で回復されたことは、とても喜ばしいことである。ただ今の説明にあったとおり、その背景には求人数の増加等もあるのかもしれないが、何よりも先生方のサポートが充実してきたことが大きな要因ではないかと思う。東北圏域の宮城県以外の子どもたちは宮城県を目指している場合が多く、本県の子どもたちには、高い水準の中で進学や就職活動を行っているものと考えている。

その一方で、求人数の増加だけで、就職内定率が自動的に向上するものではないと私は理解している。やはり、求人する会社にとっては、出身地の配慮もあると思うが、採用される子どもたちが即戦力となるかが大きな要素となる。そのような視点においては、子どもたちに対する継続的な支援の充実と、産業界と連携した事業である「クラフトマン21」などの推進により、即戦力として活躍できる人材の育成が重要となるのではないか。今年度も、子どもたちの就職内定に向けた活動に取り組んでいると思うが、その成果が右肩上がりとなるよう、県教委及び学校現場が一丸となり、子どもたちの将来を見据えた取組を進めてほしい。

(5) 平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

(6) 平成24年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査の結果について

委 員 長

課長報告(5)及び課長報告(6)については関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑は、その後に行うこととする。

(説明者：スポーツ健康課長)

平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要について、御報告申し上げます。

資料は、11ページから14ページとなる。

資料11ページを御覧願いたい。「1 調査概要」であるが、この調査は、文部科学省が全国の子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析するために平成20年度から実施しており、3月22日に結果が発表されたものである。その対象は、「表1」に記載のとおり、本県では、県内の小学校5年生6,375人、中学校2年生5,888人となる。また、「(4) 調査事項及び内容」については、「①実技に関する調査」、「②児童に対する質問紙調査」、「③学校に対する質問紙調査」の3種類となる。

次に、「2 結果概要」について、「【実技に関する調査】」の「表2」を御覧願いたい。平成24年度の欄に記載のとおり、小学校・中学校の男女とも、体力合計点は全国平均値を下回っている。

なお、平成23年度については、震災の影響により、当調査を実施していないため記載していない。

次に、資料12ページを御覧願いたい。「(2) 各種目の記録」の「表3」及び「表4」については、各調査種目の記録等をお示ししている。「表3」の小学校においては、男子のソフトボール投げ、女子の握力及び反復横跳び、「表4」の中学校では、男女とも握力・上体起こし、男子の反復横跳びが全国平均値を超える数値となっている。その一方で、全国平均値を下回っている種目は、小学校の20mシャトルラン・立ち幅とび、中学校の持久走・立ち幅とびなどとなっている。また、「(3) 体格について」であるが、本県では、小・中学校ともに、肥満傾向の子どもたちの割合が全国値よりも高い状況にある。この肥満傾向にあることが、立ち幅とびや持久走等の記録に影響しているのではないかと思われる。

資料13ページを御覧願いたい。「児童生徒質問紙調査から」の「(1) 基本的な生活習慣について」であるが、「①朝食を毎日食べていること」や「②1日の睡眠時間」は概ね良好であり、また、「③平日に5日運動する」、「④1日のテレビ視聴時間」についても、これまでの推移から少しずつ改善が見られている状況である。次に、「(2) 1週間の総運動時間が60分に満たない児童生徒について」であるが、本県及び全国とも女子の割合が高くなっており、特に、小学校5年生の女子の割合は、全国よりも高くなっている。

資料14ページを御覧願いたい。次に、「【学校質問紙調査】」について、各学校での体力向上への取組について調査した結果であるが、「(1) 体育・保健体育の授業以外での体力向上への取組」の「図3」のと

おり、本県及び全国ともに、小学校では継続的な取組を行っている割合が高く、中学校では特に取り組んでいない割合が高くなっている。また、「(2) 前回の調査結果を踏まえた取組」の「図4」であるが、小学校、中学校ともに、体育・保健体育の授業の改善等に取り組んでいる様子が見られるものの、その数値は全国平均よりも低いことから、なお一層の改善に向けての取組が必要であると考えている。

最後に、「3 今後の対策」であるが、各学校において改善に向けた取組を進めることができるよう、「出前研修会」を充実させるほか、例年6月に実施していた講習会を今年度は4月中旬に実施するなど、年度当初から学校現場と一体となり努めていくこととしている。また、東日本大震災の影響については、今後も継続して注視していくことが必要であると考えている。

本件については、以上のとおりである。

(説明者：スポーツ健康課長)

引き続き、平成24年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力等調査の結果について、御報告申し上げます。

資料は、15ページから16ページ及び別冊「平成24年度 宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告書」となる。

資料15ページを御覧願いたい。この調査は、ただ今御報告した文部科学省の全国調査とは別に、平成18年度から本県独自の調査として、公立小・中・高校の全児童生徒を対象に実施しているものである。

まず、「4 調査結果の概要」については、別冊の報告書により御説明申し上げます。

報告書35ページを御覧願いたい。中段の“※印”のとおり、平成23年度は、震災の影響で報告できない学校が多数あったことから参考値としたため、平成24年度と平成22年度の数値を比較している。

「1 校種別」の平成24年度と平成22年度との結果比較であるが、各学年の男女及び種目毎に「+」・「-」を記載している。「+」は平成22年度より明らかに向上したと見られる項目であり、逆に「-」は明らかに低下したと見られる項目である。震災前の平成22年度と比較すると、中学校、高等学校では、向上種目の割合が高かったものの、小学校では低下種目の割合が高くなっている。

36ページを御覧願いたい。校種別のプロジェクトの目標達成率の推移であるが、全体値としては、平成18年度から平成21年度までは向上傾向を示していたが、震災前の平成22年度に低下が見られ、平成24年度は横ばいからやや向上する傾向が見られる。校種別では、中学校、高等学校で平成22年度から向上する傾向が見られるが、35ページの結果と同様に、小学校での低下傾向が明らかになっている。

38ページ以降の「各教育事務所管内別の中期経年比較」では、各教育事務所において変動が見られ、沿岸部や内陸部等による地域ごとの特徴的な傾向は把握できない状況にある。このことから、震災による影響について、一概には判断できないため、今後注視していきたいと考えている。

資料15ページにお戻り願いたい。「5 課題及び考察」であるが、校種によって種目の低下傾向が見られるものがあるが、震災前から低下傾向が見られるものもあり、その低下が、震災による影響であるか、一時的な変動によるものであるか、今後注視していく必要があること、また、震災の影響により、運動場の使用に制限のある学校のほか、学校統合により、スクールバスでの通学者が増えるケースがあるなど、体力低下が懸念される状況があることから、特に小学校において体力向上策に危機感をもって取り組むことが急務であること、さらに、幼児・児童・生徒が生涯にわたってたくましく生きるための基礎となる体力・運動能力の向上について、幼・小・中・高等学校の一貫した取組を全県的に一丸となって実践する気運の醸成が必要であることと捉えている。

最後に、資料16ページの「6 今後の取組」について、1つ目は、仮称であるが「子どもの体力・運動能力向上プロジェクト会議」のメンバーを改編し開催していくこととしている。2つ目として、「県小・中・高等学校体力・運動能力調査報告」の様式を変更し、各学校において具体的な対策を講じていくように促してまいることとしている。3つ目は、「体力・運動能力向上に関する講習会」の開催である。これは、先ほども申し上げたとおり、小学校の体力・運動能力向上が急務であることから、本年4月中旬に小学校の体育主任の悉皆研修として実施する。教員の指導力の向上と各小学校への周知を図るとともに、各学校が一丸となって取り組んでいけるよう支援してまいりたいと考えている。4つ目として、「体力・運動能力向上出前研修会」の実施であるが、各教育事務所に指導教員を指定し、希望する小学校に派遣するなど、

学校一丸となった体力・運動能力の向上を促す取組や研修を実施してまいる。「その他」として、全日本実業団対抗女子駅伝競走大会参加チームが昨年度も行ってた「ハートフルプロジェクト事業ふれあい陸上教室」との連携を図り、希望する被災地の小学校または中学校との交流を通して「走運動」の実践活動に取り組むこととしており、子どもたちの体力の向上を図ってまいることとしている。

以上、各種の体力・運動能力の向上策を示し、東日本大震災を経験した本県の子どもたちが元気で明るく豊かな生活を送ることができるよう、各市町村教育委員会や関係機関等と連携し、全県的な取組を推進するよう努めてまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員

資料13ページの「(1) 基本的生活習慣について」のテレビ視聴時間であるが、最近、テレビよりもパソコンや携帯電話の使用時間が高いと思うが、そのような内容は調査していないのか。

スポーツ健康課長

今回の資料は、文部科学省で行った調査結果から抜粋した内容である。委員御指摘のパソコン等の時間ではないが、この項目の中には、テレビゲームの使用時間も含まれており、それらの合計で3時間以上となっている割合を示している。

伊 藤 委 員

全体的な印象であるが、将来の日本を背負う小学生の体力が、この様な結果であると、ここに出席している全員が懸念を抱くのではないかと思う。様々な原因があると思うが、昔は便利な物が何もなく、外で遊ぶことが一般的であったが、青木委員が発言されたように、現在は、テレビやパソコン、携帯電話等を利用することが多く、目と手先だけを使うことが多くなっているのではないかと思う。

資料12ページの「(2) 各種目の記録」の結果にも表れているように、本県の子どもたちの身体能力は全国平均よりも下回っており、非常に心配である。野球やサッカーなどの球技系のスポーツは、比較的取り組みやすいため人気があるが、鉄棒、マット運動、屈伸等の体を柔らかくする運動については、意識して取り組まなければ、ほとんど行われたいのではないかと思う。授業改善を第一に考えていくことも大事であるが、学校だけで取り組むのではなく、普段の家庭生活で改善が図れる部分もあることから、保護者への呼び掛けも必要ではないかと思う。また、運動には怪我が付きものであるが、昔と現在では、その質も変化しているのではないかと思う。体に柔軟性があれば、怪我を防げるとの予防医学的な見地もあるため、そのような視点も含め、子どもたちの体力向上に向けた取組に努めていただきたい。

スポーツ健康課長

家庭への呼び掛けについては、「元気アップ通信」を発行し、各学校に配付するとともに教育委員会のWEBサイトでも公表しており、多くの方々に見ていただける状態としている。その中では、運動の紹介をはじめ、体力向上策についても取り上げている。また、小学生の運動能力については、委員御指摘のとおりであるが、別冊報告書38ページの「4 教育事務所・地域事務所 管内別 中期経年比較 (H15～H24年度)」には、50m走の過去10年の経年変化を示しており、その状況は、ほぼ横ばいか、若干の上昇傾向を示しており、今後も、その向上に努めるとともに注視してまいりたい。

遠 藤 委 員

38ページのグラフは、少し右肩上がりのように見受けられるが、35ページの「1校種別の平成24年度と平成22年度との結果比較」では、小学生の項目でマイナスの項目が多く、体力が落ちているようである。一方で、資料14ページの「(1) 体育・保健体育の授業以外での体力向上への取り組み」の図3には、保健体育の授業以外でも体力向上に取り組んでいることが示されている。小学生の調査結果が、ここまでマイナスとなった理由としては、屋外の遊ぶ場所や時間が限定され、汗を流して遊ぶことが少なくなっているのではないかと思う。学校生活においては、業前・業間運動で校庭を走らせるだけでなく、“鬼ごっこ”のように、狭い場所でも遊びながら多くの運動量を確認

保できるものを取り入れる工夫も必要ではないか。

スポーツ健康課長

狭い場所で取り組める運動種目については、教育委員会のWEBサイトでも紹介している。委員御指摘のとおり、我々も小学生の体力が低下してきていることに危機感を感じている。それらに対しては、昨年6月に実施していた小学校の体育主任を対象とした研修の開催時期を前倒し、昨日と本日の2日間で実施しており、今年度も取組を開始している。また、各学校に対しては、年度当初から全県的な体力向上の取組を促しているところであり、特に小学生の体力向上の取組策を強化していきたいと考えている。

佐竹委員

これまでも様々な取組や御提案をし、県内の学校や地域との連携に取り組んでいただいているが、我々の思いが行き届かない場合もあり、そのような状況が今回の調査結果にも表れていると思う。この結果に震災が影響しているのか分からないが、これまでも御提案しているとおおり、子どもたちには屋外での遊びを推進していただき、学校の中では、校庭に出て遊ぶような指導をお願いする。外遊びが危険であるとの先入観を持っている保護者もいると思うので、家庭からの理解を得ることも必要である。また、地域の方々との協働し、その地域で暮らしている祖父母の方々との交流について、公民館や町内会から呼びかけていただき、屋外での遊び方を教えていただく場を設定することも一つの方法であると思う。子どもたちは“地域の子ども”として支えていただきたい。学校、家庭、地域のそれぞれが協働し、子どもたちがテレビやゲームから外遊びに目を向けていけるような取組に努め、結果として体力向上が期待できるような工夫をしていただきたい。モデルケースとなる事例に取り組んでいる学校があれば、それを各市町村の広報誌等に掲載・周知していくことも一つの方法であり、何とかして外遊びの楽しさを教え、たくさんの汗を流して遊んでいくよう、地域全体における取組も推進してほしい。

スポーツ健康課長

県教委としても、地域との協働は非常に大事であると考えている。地域との取組の一例としては、地域のスポーツ推進委員の方々に、体力・能力調査測定時等の場面でお手伝いいただいている事例もある。また、小学生の体力・運動能力の低下の要因の一つとして、小学校入学前の幼児期における外遊びの情報提供もあるのではないかと考えている。委員御指摘の内容については、教育企画室で所管する「学ぶ土台づくり普及啓発事業」との関連もあるため、その事業の推進とともに、対策等に検討を加えていきたい。

教育企画室長

本日の資料として「学ぶ土台づくり親育ちパンフレット」を配付しているが、外遊びの重要性については、その基本となる「学ぶ土台づくり推進計画」でも位置付けられている。そのパンフレットの10ページを御覧願いたい。佐竹委員御指摘のとおり、室外で遊ぶ子どもは2割程度であり、外で遊ぶ機会が少なくなっている状況は明確となっている。また、このパンフレットとは別に解説編も作成しており、その解説書を参照することにより、幼稚園や保育所の先生方が子どもたちに説明できるよう工夫している。

もう一つ配付している「基本的な生活習慣定着促進パンフレット」について、こちらは中学生向けに作成したものである。このパンフレットの5ページに「意識的に運動する習慣をつけよう」との見出しがあり、日々の生活のあらゆる場面において、身近なところから体を動かす運動習慣を身に付けることなどを示している。この資料についても、すべての中学校に配付しており、できるだけ体を動かすことを意識付けていくよう促したところである。

佐竹委員

幼児期に体を動かす習慣を身に付けることを分かりやすくまとめた「川島隆太教授と考える うちの子の未来学」は、特に素晴らしい内容となっている。保育所での活用はもちろんであるが、3歳児検診等の保護者と幼児が集まる場所でも、この内容を説明してもらおうなど、外遊びの大切さを伝える取組をさらに進めていただきたい。

教育企画室長

このパンフレットについては、市町村の保健福祉部門の会議の場において、関係する所属に送付して活用していただくことなどを要請しており、幼児期の検診等の場合も含

め、子育て中の保護者には、できるだけ目を通していただき、ここに記載されている情報を様々な場面で活用していただきたいと考えている。

(7) 宮城県図書館振興基本計画の策定について

(説明者：生涯学習課長)

宮城県図書館振興基本計画の策定について、御報告申し上げます。

資料は、17ページから18ページ及び別冊「宮城県図書館振興基本計画」となる。

資料17ページを御覧願いたい。「1」の「(1) 策定目的」であるが、宮城県図書館では、平成20年3月に「宮城県図書館振興基本計画」を策定し、図書館運営の基本としてきたが、その計画が平成24年度で終期を迎えたことから、平成25年3月に、平成25年度から29年度までの5年間の計画期間とする新たな計画を策定し、今後の県図書館の目指す姿を明確にするとともに、より適切なサービスを展開することとしている。次に、「(2) 新たな計画の内容」であるが、前計画からの主な変更点は、下段の表に記載したとおり、前計画の「基本方針」を「宮城県図書館の目指す姿」として位置付け、より具体的な施策展開をイメージできる内容とし、新たな計画の計画期間が、主に「宮城県震災復興計画」の「再生期」に当たることから、「施策の展開」に震災復興への取組を明記したことである。

資料18ページを御覧願いたい。「2 新たな計画の主な構成について」であり、その概要をお示しているが、こちらは別冊「基本計画」で御説明申し上げます。

別冊「基本計画」の7ページ、本計画の「全体イメージ図」を御覧願いたい。まず、一番上の「宮城県図書館の使命と果たすべき役割」であるが、宮城県図書館は、図書館法の理念に基づき、県民の図書、記録その他の資料や情報に対する要求に応え、広く利用に供し、県民の課題解決に資する図書館として、文化や教育、産業の振興等に寄与することを大きな使命としている。この使命を果たすためには「いつでも、どこでも、だれでも、本や情報にアクセスできる環境の整備」が求められることから、本計画では「県図書館を中核とした図書館ネットワーク体制の充実」及び「全県的な図書館サービスの質的向上」の2つを基本に据えることとしている。次に、中段の「宮城県図書館の目指す姿」であるが、「県民の課題解決を支援する宮城県図書館」としては、暮らしの中にある課題解決のために必要な資料が得られるような資料収集と、リファレンスサービスの充実に努める図書館を目指すこととしている。「県全域の図書館サービスを支える図書館」としては、図書館の図書館として、県全域を対象とした図書サービスの充実を図り、県図書館と市町村図書館のネットワーク体制を充実させることなどに取り組むこととしている。また、「子どもの読書活動を支援する図書館」としては、次世代を担う子どもたちの読書環境の充実や子どもの読書環境を取り巻く人々を支える役割を果たすこととしている。最後の「郷土資料や震災資料を確実に未来に伝える図書館」としては、郷土資料の収集に力を入れるほか、震災に関連する資料の収集に向け、広く協力要請していくこととしている。

これらの目指す姿を実現するため、「資料・情報を充実させる取組」、「図書館を使う人・支える人への取組」、「サービス基盤を強化する取組」、「震災復興の取組」の4つを積極的に推進することとしている。

なお、4つの取組に関する具体的な内容については、8ページから12ページに記載のとおりである。特に、本計画においては、12ページにお示したとおり「震災復興への取組」として、被災した市長村図書館等への復興支援、東日本大震災文庫の充実をはじめとする震災資料の収集、震災に関するデジタルアーカイブの構築、読書活動を通じた被災地の子どもたちへの支援等に取り組んでいくこととしている。

最後に、14ページを御覧願いたい。今後は、ここに記載している「行動計画」に基づき、具体的な取組を行うとともに、本計画を実効性のあるものにしていきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

遠 藤 委 員

県と市町村の図書館は、相互にオンライン通信することができるのか。また、県内だけでなく、国会図書館や他県の図書館との通信はどうか。

生 涯 学 習 課 長

システム上では、各図書館の情報を検索できることとなっている。

なお、国会図書館の資料の検索はできるが、その貸し借りはできない。

遠藤委員 生涯学習課長 委員長	どこの図書館に何の書籍があるのか、その情報を把握することはできるとのことか。そのとおりである。
生涯学習課長	市町村図書館と県図書館との間で、本の貸し借りをすることは活発に行われているのか。また、市町村から県図書館に対し、要望されていることがあれば説明願いたい。
委員長 生涯学習課長	現行のシステムでは、市町村の図書館から県図書館にある本のリストの検索ができる。その際、県図書館に借りたい本がある場合は、県図書館から市町村の図書館へ送付され、そこから利用者が借りることができる。また、市町村の図書館からの要望については、業務に従事している方々に対する研修の充実等が出されている。
委員長 生涯学習課長	県図書館は泉区にあるが、その利用者の多くは、やはり仙台市以北に偏っているのか。委員長御指摘のとおり、利用者は、仙台市泉区や黒川郡の地域に集中している傾向がある。
委員長	仙台市より南部に居住されている方々は、県図書館は遠方にあるため、なかなか利用しづらいと耳にする。先ほどのオンラインで利用できるシステムについては、その利用方法等が浸透されていないものと思われるため、そのような方々を含め、もっと広く周知するよう努めていただきたい。
生涯学習課長	委員長御指摘のとおり、県内全体に浸透するような周知に努めていきたい。

13 資料（配付のみ）

- （1）学ぶ土台づくり親育ちパンフレット「川島隆太教授と考える うちの子の未来学」について
- （2）基本的な生活習慣定着促進パンフレット「明日のキミはキミがつくる（中学生版）」について
- （3）宮城県スポーツ推進計画前期アクションプランについて

14 次回教育委員会の開催日程について

委員長	次回の定例会は、平成25年5月15日（水）午後1時30分から開会する。 なお、翌週の4月24日（水）午前10時から臨時会を開会する。
-----	---

15 閉会 午後3時41分

平成25年5月15日

署名委員

署名委員